

広川町農業委員会

第 13 回総会議事録

令和 6 年 8 月 5 日

広川町農業委員会第13回総会議事録

令和6年8月5日広川町農業委員会第13回総会が広川町役場3階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項1 利用権を設定した農地の合意解約通知
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	古賀秀之	6	稲員繁広
会長代理	山村佳代子	7	鐘ヶ江百合子
1	中村和浩	8	船越誠治
2	萩尾喜久夫	9	稲員雅史
3	丸山敬二郎	10	野田光浩
4	馬場啓介	11	中島隆二
5	渡邊和江	12	古賀貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
15	田中健一	22	弓削和幸
16	姫野剛	23	末安富士子
17	重松嘉治	24	野田隆文
18	小林栄一	25	山下淳
19	山下憲繫	26	渡邊和宏
20	馬場健作	27	古賀優
21	雨森純司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 梶原 脩慈 熊添 博

会長代理 山村佳代子 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項 1 件、議案第 1 号 4 件、議案第 2 号 1 件、議案第 3 号 1 件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、7 番 鐘ヶ江百合子農業委員、12 番 古賀貴美夫農業委員を指名し審議に移ります。農業委員会報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位 1 大字広川借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 地権者の都合により解約、解約後は所有者の親族が管理する旨説明。

議長 報告事項について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字長延 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18 番 小林栄一 推進委員 地権者の意向により売買をされるということですので審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字吉常 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 贈与。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

17 番 重松嘉治推進委員 譲渡人は元々は吉常出身の方でしたが現在は遠方に住んでいるため広川町に住んでいる親族に贈与されるということですのでよろしくお願いします。

21 番 雨森純司 推進委員 申請地につきましては事務局から説明がありましたとおり法人

に貸し付けて耕作されています。親族間での贈与ですので問題はないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願ひします。

10 番 野田光浩農業委員 1 筆は持分 3/4 となっていますがそれ以外の持分については現在も親戚の方が持っているのでしょうか。

事務局 持分 3/4 のみ贈与になり、1/4 は引き続き親族の方の持分となっています。

10 番 野田光浩農業委員 吉常の申請地については元々 1 筆であったものを分筆しているように思われますが何らかの計画があったのですか。

17 番 重松嘉治推進委員 譲渡人には兄弟が数人おられたので財産分与の関係で筆を分けられていたようです。

議長 他に意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について承認される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字日吉 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由 贈与。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁推進委員 申請人につきましては親子間で贈与されるということですのでよろしくお願ひします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願ひします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について承認される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 4 大字日吉 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■ 申請理由 売買。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁推進委員 現在、作付けはされていない状態となっています。譲受人が以前より仮登記をされており、今回売買をされるということですのでよろしくお願ひします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

9 番 稲員雅史農業委員 以前より作付けはされていない状態でしたが、今回譲受人が取得をされてどのように使われるのでしょうか。

19 番 山下憲繁推進委員 譲受人からはトウモロコシを作付けされると聞いています。

2 番 萩尾喜久夫農業委員 先ほどの議案でありました農地とも併せて、取得後も適正に管理してもらうように伝えてください。

議長 他に意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 申請人：■■ ■■ 申請理由：農地改良（一時転用）

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

16 番 姫野剛推進委員 以前の所有者が亡くなられたため、申請人が取得されています。今回取得された農地を農地改良されるということですのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字新代 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：建売住宅（5 棟）

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

22 番 弓削和幸推進委員 以前近隣の開発計画で排水の問題がありました。今回、申請の計画についても不安に思っている方に対して説明をされて条件等についても整理をされて同意を得てありますので問題は無いと思いますよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

7 番 鐘ヶ江百合子農業委員 申請に際して条件等を整理されて同意されているということですが、もしそれを守らなかった場合はどうするのですか。

22 番 弓削和幸推進委員 申請者については地域の住民でもあり地元で建設業も営まれています。そのようなことをされないよう本人からも何度も確認を取っていますし、私からもお願いをしています。

なぜ近隣の方が住宅建築については一度に建築しないで欲しいと言われているのかと言うと昨年の大雨災害を受けて、今後ここ数年で転倒井堰にするなどの河川改修が進められるようです。今よりも浸水の状況が改善される状況になってから建設をしてもらいたいとの思いからです。

17 番 重松嘉治推進委員 敷地は高められるのでしょうか。仮に一般住宅が5軒建ったとしてもそれほど影響を受けるのでしょうか。今までも雨水は普通に流れていたと思いますしそもそも下流の水路などを改良しないと解決しない問題なのではないでしょうか。

5 番 渡邊和江農業委員 住宅の基礎工事については一度に全戸分を行われるのですか。

議長 それは分かりません。

22 番 弓削和幸推進委員 雨水についてはなるべく緩やかに排水されるように浸透性の枡を5箇所設置されるとのことです。しかしながら想定以上の雨が降った場合は防ぎようがないとのことですが、申請者は建設業をされておりできる限り排水に配慮した設計を行っているとのことです。

6 番 稲員雅史農業委員 転用申請をされる場合は、今回の案件のように近隣の方と事前に話し合いを持ってもらうことで妥協点が見えてくると思います。近隣住民に配慮しながら進めてもらおうと問題も少なくなると思います。

議長 他に意見もないようですので採決に移ります。順位1について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ